

## 令和5年第12回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月11日(月) 午後1時  
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室  
3 議案 別添のとおり  
4 出席委員
- |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 水野 一男 | 2番  | 檜山 眞弓 | 3番  | 青山 政弘 |
| 4番  | 飯田 士朗 | 6番  | 鈴木 久夫 | 7番  | 助川 操  |
| 8番  | 福田 和一 | 9番  | 宮田 幸男 | 10番 | 石崎 甲一 |
| 12番 | 峯島 勝則 | 13番 | 内田 和幸 | 14番 | 海野 浩行 |
| 15番 | 綿引 桂太 | 16番 | 大森 龍一 | 17番 | 會澤 留美 |
| 18番 | 鈴木 洋  | 19番 | 根本 衛  |     |       |
- 5 欠席委員
- |    |       |     |      |
|----|-------|-----|------|
| 5番 | 大曾根 栄 | 11番 | 佐川 茂 |
|----|-------|-----|------|
- 6 議事録署名人 12番 峯島 勝則 委員  
13番 内田 和幸 委員

議長 ただ今より、令和5年第12回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 12番 峯島 勝則 委員  
13番 内田 和幸 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。  
本日の議案は、議案第1号から第6号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。  
事務局の説明を求めます。

事務局 ( 議案第1号の説明 )

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 ただいま説明のありました8件について、ご意見をお伺いします。

6 番 諮問番号3番ですが、契約内容が公売ということですが、内容をお伺いします。

事務局 こちらの案件は9月の総会で買受適格証明を議決したもので、債権機構で公売が行われ、今回、申請者が取得されるということです。

議 長 ほかにご意見がなければ、議案第1号について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第4条の規定による転用の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。

事務局の説明を求めます。

( 議案第2号の説明 )

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

( 「なし」と呼ぶ声あり )

議 長 ご意見がなければ議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員ですので、議案第2号については許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。

事務局の説明を求めます。

( 議案第3号の説明 )

議 長 　ただ今、説明のありました9件について、ご意見をお伺いします。

8 番 　9番ですが、申請地の中に植木が植わっているんですが、どうですか。

事務局 　筆界にある場合は残すこともありますが、真ん中にある場合は伐採か移動の指導をすることになります。

6 番 　建物を建てる場合、その敷地内に木がある場合はどうなりますか。

事務局 　農地として残す場合は、農地として使える状態にしてもらいますが、取り込んで転用申請すればやむを得ないということになります。今回の件については確認して対応したいと思います。

6 番 　諮問番号2番ですが、今回の申請地は埋め立ててしまって雑種地のようにになっているんですが、始末書を取らなくていいのかということと本来撤去しなくてはならないのかなと思いますけどどうですか。

事務局 　議案書の記載ミスで始末書は添付されています。通常、許可基準に合致するようなものであれば始末書をつけたうえで追認する場合がありますが、原則は許可を受けない場合は原状回復としております。今回は始末書を添付したうえで申請が上がったものになります。

議 長 　他にご意見がなければ議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 　挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第4号から議案第6号につきましては、農政課からの説明になりますので、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 　報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、7件ありました。

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、4件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。  
再開は1時40分からとします。

( 休 憩 )

議 長 再開いたします。  
議案第4号 農地中間管理事業 農用地利用集積計画（一括方式）については、農政課より説明を求めます。

農政課 ( 議案第4号の説明 )

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見をお願いします。

( 「なし」と呼ぶ声あり )

議 長 ご意見がないようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員でありますので、議案第4号は承認することに決定します。

議 長 議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定）については、農政課より説明を求めます。

農政課 ( 議案第5号の説明 )

議 長 農政課より説明のありました件について、議席番号10番石崎甲一委員、12番峯島勝則委員、14番海野浩行委員、18番鈴木 洋委員が自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

( 関係委員退席 )

議 長 それでは、まず退席委員該当案件についてのみご意見をお願いします。

( 「なし」と呼ぶ声あり )

議 長 ご意見がないようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については、承認と決定します。

( 関係委員着席 )

議 長 続きまして、その他の案件についてご意見ををお願いします。

4 番 5 ページにある合同会社 JAC というのはどういう会社か。

農政課 水戸市飯富町にある会社で、デントコーンとか飼料用作物を栽培している会社です。

6 番 JAC というのはどういう略号か。

農政課 名称が JAC と伺っていますが、そこまで把握していません。

14 番 前回も同じ名前で借りていますか。

農政課 以前より JAC という名前で契約されています。

14 番 再設定というのは前回借りたところを又借りるということですか。

農政課 名前の変更だけであれば再設定にあたります。

議 長 瑞穂農場は今回のには入らないのか。

農政課 1月1日分については瑞穂農場は入ってきません。

議 長 他にご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員でありますので、議案第5号については、承認することに決定

いたします。

議 長 議案第6号 那珂市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農政課より説明を求めます。

農政課 ( 議案第6号の説明 )

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見を申し上げます。

18番 地目が山林となっていますが、なぜ山林が農業委員会の案件にあたるのか。それと面積的に通常の太陽光の倍の面積なのに太陽光パネル 216 枚、パワーコンディショナー9 台というような説明になるのか。

農政課 山林なのになぜ農業委員会に諮るのかということですが、農用地区域の中に設定される混牧林地については、農業や畜産業の採草や放牧に関する目的のために網がかかっている土地になります。現在は山林で採草や放牧の用途には使われておりませんが、今後そういう用途に使われる可能性のある土地になりますので、当時網がかかった土地であるということで、除外について農業委員会に諮ってご意見をいただくということです。

2点目の太陽光の規模ですが、今回2件申し出がありますので、それぞれパネル 216 枚とコンディショナー9 台ということですが、再度適切な面積か確認させていただきます。

8 番 今回の申請の隣接地に太陽光発電をやっているところがあると思いますが同じ事業者ですか。

農政課 今回の南側にある太陽光については、別の事業者です。

15番 砂利が入っているように見えますがこの場合はどうなりますか。

農政課 今回の案件の場所は砂利採取をしているところで、農振法の中で認められている開発ですので問題ありません。

6 番 かなり大規模になるとと思いますが、大雨などの防災対策はどうなっているのか。

農政課 防災対策についてですが、1、2とも大規模開発には該当しない案件でして、貯水池の計画はありませんが土地の外に水が漏れないように敷地内での浸透ということで計画されています。高低差についても特に影響を与

えるようなものではありません。

議 長 ほかにご意見がないようですので、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員でありますので、議案第6号については、同意することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。  
これをもって、令和5年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後2時20分